

# 伐採方法が間伐の場合

伐採の始期の30~90日  
前に届出書を提出

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和 5年 4月 1日

沼田市長 様

住 所 群馬県沼田市〇〇町123

届出人氏名 〇〇 林 業 株式会社  
代表取締役 〇〇 沼 太

電 話 番 号 (0278) 00-0000

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である **〇〇林業株式会社** が所有する木を伐採するものです。

## 1 森林の所在場所

沼田市 〇〇町 〇〇字 〇〇 111番1、222番2

・伐採箇所ごとに届出書を作成  
・複数地番にまたがる場合、全地番を記入

## 2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添1「伐採計画書」及び別添2「造林計画書」のとおりに

## 3 備考

### 注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

### 添付書類

- 別添1「伐採計画書」
- 別添2「造林計画書」
- 土地所有者が確認できる書類（登記事項証明書等）
- 森林所有者の住所が確認できる書類（住民票等）
- 伐採区域が確認できる図面
- 隣接森林との境界関係書類（隣接森林所有者との確認状況がわかる書類等）

【主伐の場合】搬出計画図、チェックリスト

【届出者と森林所有者が異なる場合】立木の売買契約書等

【希望者のみ】確認通知書・適合通知書交付申請書

# 人工造林の記入例

## 2/3枚目「伐採計画書」

(別添1)

### 伐採計画書

住所 群馬県沼田市〇〇町123

届出人氏名 〇〇林業株式会社

代表取締役 〇〇沼太

電話番号 (0278) 00-0000

・全ての地番の合計面積を記入  
・小数第2位まで記入  
(第3位で四捨五入)

【間伐の伐採率】  
市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして、30~35%とする

#### 1 伐採の計画

伐採面積	0.55 ha		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・ <b>間伐</b>	伐採率	30%
作業委託先	—		
伐採樹種	スギ		
伐採齢	50~60年		
伐採の期間	令和5年5月1日~令和5年6月30日		
集材方法	集材路・架線・その他( )		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

始期:  
届出日から30  
~90日以降で  
記入

伐採する森林が異齢林の場合、最も多い立木の林齢、最低林齢及び最高林齢を記入

伐採期間が  
年度をまたぐ場合  
年度(4/1~3/31)  
ごとに複数行で記入  
記入例:  
令和5年8月1日~  
令和6年3月31日  
令和6年4月1日~  
令和6年4月30日

#### 2 備考

#### 注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇~〇)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

# 人工造林の記入例 3/3枚目「造林計画書」

※間伐の場合は記入不要

(別添2)

## 造林計画書

住所 群馬県沼田市〇〇町123

届出人氏名 〇〇林業株式会社  
代表取締役 〇〇沼太

電話番号 (0278) 00-0000

### 1 伐採後の造林の計画

#### (1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( ) ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( ) ・なし

#### (2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作業 委託先	鳥獣害 対策
人工造林 (植栽・人工播種)						
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

#### (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

### 2 備考

## 注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。